

松蔭大学 成績評価規則

(趣旨)

第1条 松蔭大学学則第12条に定める成績の評価に関する必要な事項を規定する。

(成績評価の方法)

第2条 成績の評価は、試験又はこれに代わる方法によって判定する。

(成績の表記)

第3条 成績は、S(100点から90点まで)、A(89点から80点まで)、B(79点から70点まで)、C(69点から60点まで)、D(59点以下)の5種類の標語をもって表す。

(評価の基準)

第4条 成績評価の基準は次のとおりとする。

- S 所期の学習目標を完全に達成するか、または傑出した水準に達している。
- A 所期の学習目標を十分に達成している。
- B 誤りや不十分な点が若干あるが、所期の学習目標を相応に達成している。
- C 所期の学習目標に必要な最低限は満たしている。
- D 学習目標達成にはほど遠く、単位を与えるためにはさらなる勉強が必要である。

(単位修得の認定)

第5条 成績はC以上を合格として所定の単位を与える。

(GPAによる成績評価基準)

第6条 第3条に定めるもののほか、成績評価を厳格化・客観化するためGPA制度による成績評価を併せて行う。

2 各授業科目の成績に基づくGPAの計算方法は別表に定めるとおりとする。

3 成績評点を付さず、「認定」で評価する科目はGPAの対象外とし、履修総単位数にも含めない。

(不正行為)

第7条 試験に関する不正行為の事実が教務委員会において確認された場合、不正行為を行った者については、当該学期の受験科目すべてを不合格とする。

2 教務委員会での審議の結果、必要と認められる場合は、学長は教授会の議を経て当該学生を懲戒することができる。

(追試験)

第8条 病気、災害その他特別の事情により試験を受験できない場合は、追試験を受けることができる。

2 追試験を希望する者は、所定の期日までに追試験願(様式第1号)を提出しなければならない。ただし、病気の場合は医師の診断書を添付しなければならない。

(再試験)

第9条 成績が不合格になった者に対する再試験は行わない。ただし、やむを得ない事情により教務委員会が再試験の必要を認める場合には、これを行なうことができる。

2 再試験を希望する者は、再試験願(様式第2号)を提出しなければならない。

(試験に代わるべき方法への準用)

第10条 試験に代わるべき方法によって成績の評価を行った場合については、第7条、第8条及び第9条の規定を準用する。

(事務)

第11条 成績評価の事務は、教務部において行うものとする。

(改廃)

第12条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、成績評価に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表 (第6条第2項関係)

標語	成績	GPA (グレードポイント)	合格・不合格
S	90点以上	4	合格
A	80~89点	3	合格
B	70~79点	2	合格
C	60~69点	1	合格
D	59点以下	0	不合格

GPAの計算方法

$$GPA = (G \times \text{当該科目の単位数}) \text{ の総和} / \text{履修総単位数}$$